

令和5年第2回

相楽広域行政組合議会定例会会議録

(令和5年11月27日)

令和5年第2回相楽広域行政組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和5年11月20日（月）

○告示年月日 令和5年11月20日（月）

○招集の場所 相楽会館 大ホール

○開 会 令和5年11月27日（月） 午後1時30分

○閉 会 令和5年11月27日（月） 午後3時12分

○出席議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 福井 平和 | 2番 | 堤 征一郎 |
| 3番 | 山本 しのぶ | 4番 | 高岡 伸行 |
| 5番 | 由本 好史 | 6番 | 村山 一彦 |
| 7番 | 内海富久子 | 8番 | 坪井 久行 |
| 9番 | 山口 亘 | 10番 | 西 昭夫 |
| 11番 | 吉田 哲也 | 12番 | 久保 憲司 |
| 13番 | 三原 和久 | 14番 | 長岡 一夫 |

○会議録署名議員

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 3番 | 山本 しのぶ | 4番 | 高岡 伸行 |
|----|--------|----|-------|

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

| | | | |
|-----------------|-------|-----------|-------|
| 代表理事（精華町長） | 杉浦 正省 | 理事（木津川市長） | 谷口 雄一 |
| 理事（笠置町長） | 中 淳志 | 理事（和東町長） | 馬場 正実 |
| 理事（南山城村長） | 平沼 和彦 | | |
| 会計管理者（精華町会計管理者） | 上西 昌子 | | |

○事務局職員出席者

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 國子 慶順 | 主幹 | 奥村 雅俊 |
| 主査 | 南山 新治 | | |

○議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 認定第 1 号 令和 4 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 4 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 15 号 相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 16 号 相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 17 号 福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 18 号 令和 5 年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）について

令和5年第2回 相楽広域行政組合議会定例会

令和5年11月27日（月）

相楽会館 大ホール

（午後1時30分 開会）

○議長 これより、令和5年第2回相楽広域行政組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申出がありますので、議長において、これを許可いたします。

広報用として写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

それでは、ただいまから、代表理事から挨拶を受けます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 改めまして、皆さん、こんにちは。

代表理事で精華町長の杉浦でございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第2回相楽広域行政組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、広域行政組合の理事会におきましては、6月13日に告示されました南山城村長選挙におきましては、2回目の当選を果たされました、平沼村長さんを引き続き、理事として迎え、また8月13日に執行されました和東町長選挙におかれましては、見事初当選を果たされました馬場町長さんを理事として迎えるとともに、10月15日に執行されました精華町長選挙におきましては、私、杉浦が当選し、本組合の理事として務めさせていただくことになりました。どうか、よろしく願いをいたします。

また、本組合の代表理事には、去る10月30日開催の定例理事会におきまして、理事の互選の結果、私が選任されました。任期は、令和7年10月31日までの2年間でございます。

議員の皆様におかれましては、引き続き、御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

さて早いもので、令和5年も残すところ1か月余りとなりました。今後、寒さが厳しくなっております。特に本年は、インフルエンザが流行しており、薬や検査キットの供給が不安定になるなど、休日応急診療所の運営にあたりましては、懸念材料もございますが、医師会、薬剤師会とも協議をしつつ、医療の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

現在、各市町村におきましても、令和6年度予算編成に向けての取組がなされておりますが、本組合におきましても情報収集と内容把握に努め、最少の経費で最大の効果が

出る予算編成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

一方、相楽圏域が抱える広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題であります。今後、引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆様方におかれましても、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、前回の議会以降の本組合の主な取組の報告でございますが、事前に配付させていただきました、令和5年第2回議会定例会業務報告をもって、報告させていただきます。

さて、本定例会に提案申し上げます議案は、令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定など、6件でございます。十分御審議いただき、原案のとおり、それぞれ認定・可決賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、3番山本しのぶ議員、4番高岡伸行議員を指名いたします。不足の場合は、次の議員に改めます。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とします。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日に決定いたしました。

日程第3、一般質問を行います。申合せ事項によりまして、質問の時間は一人当たり質問・答弁を含めて30分以内とし、通告は含まずに質問回数は3回とし、自席で行ってください。

これより、通告順に発言を許します。

8番、坪井議員。

○坪井議員 坪井でございます。

私は、相楽会館の建替えに伴う整備、それからそれに伴う運営負担金の割合についてお伺いしたいと思います。

この際、相楽の福祉センター的機能を有する相楽会館の建替えについては、貸館業務が諸事情から廃止されるとはいえ、これまで1階部分で行ってまいりました「休日応急

診療所」や「消費生活センター」及び「聴覚言語障害センター」等については、これまでの機能を維持するとともに、さらに充実させるように、相楽の住民は期待しているんです。関係団体から建替えに際して、様々な要望が出され、本組合議会及び、私ども精華町議会においても議論されてまいりました。

特に①としまして、聴覚言語障害センターにつきましては、アとして、相談室について個人のプライバシー保護のために専用の空間を確保する。イとして、正確な聴力測定のできる「防音室」の確保。ウとして聴覚障害者が集い、活動できるスペースの確保などが求められています。②としまして、休日応急診療所につきましては、感染症対策としてプライバシーを確保し、患者の動線の分離等を図るなどが要望されております。

こうした要望に対して理事者からは、令和5年2月定例会で「一定の方向性を示しつつ、利害関係者等で十分な意見調整を図りながら、それぞれが知恵を出してどういうものをつくっていくことができるかということを実際に議論する場を設定していきたい」という答弁でありました。その後、真剣に議論する場がどのように行われ、整理されてこられたか、伺います。

(2)としまして、相楽会館建替え工事中における各機能の活動場所をどのように保障するのかという問題であります。今年度7月の全員協議会においては、「事務局や消費生活センターはし尿処理施設の事務所への移転、休日応急診療所は、一旦診療ができ、可能な限り公共施設を確保できるような公共施設の活用を考える」という答弁でありました。聴覚言語障害センターの場所を含めて、もう少し明確に御答弁いただきたいと思っております。

次の相楽会館の運営負担金割合の問題であります。

この間の相楽関係団体の人口格差の増大に伴い、東部3町村の運営負担金の割合の軽減など、相楽全体での負担金割合の見直しを検討されてはいかがか、見解を求めます。

以上よろしく願いいたします。

○議長 杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは坪井議員の御質問にお答えをいたします。

大きい1の相楽会館の建替えに伴う整備については、(1)関係団体からの要望に対する経過と整備についてでございます。まず聴覚言語障害センターにつきましては、関係団体が数団体あることから、まずは11月1日に相楽聴覚言語障害センターのセンター長と事前協議をいたしました。その中で、本組合といたしましても聴覚言語障害センターは組合の構成市町村が手話通訳者や要約筆記者の派遣、各種相談支援事業を委託していることもあり、昭和62年から相楽会館に設置されていることから、建替え後においても、事務所などを置いていただくことを前提に、議論を進めていくことをお伝えする一方、聴覚言語障害センターにおかれましても、JR木津駅から近いことや、利用者

の皆さんに周知されていることからもあり、この場所で業務を続けられたいという御希望があるということで、双方の認識は一致しているところであります。

この大前提にたち、それぞれの希望はありながらも、限られたスペースの中で、利害関係者が協力し合いながら、建替えをよりよいものにしたいたいの確認をしたところまでございまして、今後、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会との協議につきましても、12月4日に予定をしております。

次に休日応急診療所に関しましては、令和5年8月10日に相楽医師会の岸田会長、相楽休日応急診療所の山口管理者と「建替え後の相楽休日応急診療所の診察室などにおけるレイアウトや、コロナ感染などにかかる感染対策について」と、令和4年4月21日に相楽医師会会長から本組合代表理事あてに要望書が提出されている内容である「医師会事務所の設置要望」についての2点について協議をいたしました。

その協議につきまして、令和4年3月に取りまとめた「相楽会館改築等計画策定業務報告書」の図面を基に、議論をする中で、1点目の「建替え後の相楽休日応急診療所の診察室などにおけるレイアウトや、コロナ検査などにかかる感染対策について」の、医師会から賜った主な意見といたしましては、感染対策として発熱患者と一般患者の出入口を分離することや、診察室と受付及び薬局の配置を横並びにすること、2診体制を保ちながらスペースに限りがある中で、2診の診察室は1診より狭くなってもよいなどということをございました。

また相楽医師会事務所の設置要望についてでございますが、要望書が提出されていることを踏まえまして、医師会の事務所として、職員の執務室及び執務室内に湯沸かしスペースを希望されているとともに、薬剤師会の事務所として、机一つ程度のスペースや、歯科医師会として看板のみ設置を希望と、具体的な御要望をいただきながら、「組合の想いを大事にしながら、建物の大きさには限りがあるため、利害関係者の折り合いがつくように考えていかなければならないと思う。」と、御理解していただいております。引き続き議論を進めていくことを確認しております。

今後につきましては、本年度末までにはそれぞれの御意見、御要望を整理した上で、相楽医師会や聴覚言語障害センターに関係する団体と、本組合が一堂に会して議論をする場を持ち、建替え後の施設がよりよいものができるよう、利害関係者がそれぞれの立場を尊重しながら、共通の認識をもって、令和6年度からの基本設計、実施設計に取り組めるよう、引き続き協議してまいりたい所存でございます。

続きまして(2)相楽会館建替え工事中における各機能の移転先についてでございます。

本組合事務局や相楽消費生活センターにつきましては、し尿処理施設であるそうらく衛生センターの事務所へ、休日応急診療所につきましては、当初は木津川市加茂保健セ

ンターへの移転とすることで、議論をしてきたところでございますが、その後木津川市と協議の結果、加茂保健センターの建屋の耐震性の関係から、木津保健センターを改めて候補先といたしまして、相楽医師会及び相楽薬剤師会の会長にも現地を確認いただいた上で、現在木津保健センターを移転先とする方向で検討をしております。

なお、聴覚言語障害センターにつきましては、本組合の共同処理する事務でないことから、5市町村で構成されます相楽社会福祉行政協議会在宅福祉部会において調整いただけるものと考えており、引き続き関係者との協議を進めていきまして、円滑に業務が移行できるよう、取り組んでまいります。

続きまして、(2)の「相楽会館の運営負担金割合の見直しについて」でございます。

相楽会館の建替えに関する負担割合につきましては、広域圏事業のあり方検討会最終報告書におきまして、「ただし可能な限り規模を縮小することにより、コスト削減を図るとともに、今後財源確保のために、国や府などの制度活用などの調査研究を進めていき、あわせて改築費用の市町村負担については、人口割など適切な負担割合を検討する必要があります」とのことを受けまして、現在どのような負担割合が望ましいかについて、各市町村において、庁内調整が図られているところございまして、各市町村において検討された結果を、本組合で集約することとしてございます。

これらを受けまして、引き続き負担割合の検討することとしているところでございますが、受益に応じた負担とすることの必要性についても、幅広く検討してまいりたいと考えてございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長 坪井議員。

○坪井議員 まず関係団体の活動場所の問題であります。今御答弁いただきましたように、それぞれの活動が引き続き踏襲されるようにしていきたいということで、関係団体とも話し合うということですが、もう少し具体的なところをお聞きしたいわけがあります。

相楽聴覚言語センターの、まず相談室の問題ですが、これまで専属のスペースだったものが、改修後は共有スペースになるということでありまして、聴覚センターの独自活動が制限されるということが、この施設の皆さんの心配されているところだと思っております。その点で、ほかの団体と共有するに当たって、この団体とどのように調整するのかについて、もう少し具体的に伺いたいと思います。

また、障害者が集い、活動できるスペースが、この共用スペースで確保できるかということについても伺いたいと思います。

また、要望の3つ目にありました、正確な聴力測定のできる防音室の確保は、今回のスペースの中で確保されるのかどうか、このことについても具体的に伺いたいと思いま

す。

もう一つ、休日応急診療所につきましても、医師会との話し合いで、いろんな点で工夫されているというふうにお聞きされたわけではありますが、具体的に感染防止のために入口と出口を分けるとはどのようにされるのか。また、ほかの団体の利用者との接触を避ける工夫がどのようにされるのかということについても、具体的に御説明をいただきたいと思います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 失礼いたします。事務局の國子でございます。

それでは、坪井議員の再質問に御答弁させていただきます。

まず、関係団体の活動場所をもう少し具体的に示すようにというのが1点目と理解いたしました。

代表理事の御答弁にありましたとおりですね、まず、私どもの本組合の事務局、そして我々が共同処理しております相楽消費生活センターの、いわゆる相談員がいるスペース、これにつきましては、現在、し尿処理施設であります、そうらく衛生センターに事務室がございます。その事務室に移転をするということで、あり方検討会の議論のときからそういう整理をさせていただいているというところでございます。

また、相楽休日応急診療所につきましては、現在、市役所の南側のほうに、木津保健センターがございます。木津保健センターにつきましては、基本的には、平日に健康診断でありますとか、健康相談をしているということで、日曜日、祝日、年末年始等については、使っていないというような状況もあり、耐震についてもできていると、耐震補強もできている施設であるということでございます。現在、今ここがJR木津駅から近いということで、できれば木津駅から近いところがいいのではないかとということで、当初、あり方検討会の議論の中では、加茂保健センターが候補先にあがってございましたけれども、それらの状況を踏まえまして、木津保健センターに一時移転するということになっているところでございます。

その次に、聴覚言語障害センターの関係でございます。

聴覚言語障害センターの事業につきましては、本組合が共同処理する事務の組合規約の中に定められているものではないというのが大前提でございます。運営につきましては、5市町村で組織をされております、いわゆる福祉の行政協議会の在宅福祉部会のほうが、その受け皿になっていただいているというところでございまして、したがって、今在宅福祉部会のほうの会長さんのほうが、木津川市の担当課、社会福祉課ということで、担当の管理職であります主幹とは、情報のやり取りをさせていただいて、今現状このようになっているということで、今後、そういう一時移転が出てくるということ

で、情報共有をさせていただきながら、今後どのようにしていくのかということも、また在宅福祉部会のほうで御検討いただけるものではないかというふうに考えているところでございます。

それから、2番目の御質問でございますが、相楽聴覚言語障害センターの相談室の関係でございます。

まず、現在は、専有、専用ということでございますけれども、現在、建替え後で考えてございますのが、共用というふうに考えているところでございます。いろいろとお聞かせいただく中で、専有するのが望ましいということはお聞きはするわけでございますけれども、実際の稼働率の部分でございましたり、やはり限られたスペースという中で、いかにすみ分けてそれぞれの機能を最大限に発揮していくのかという部分に主眼を置いてございます。可能な限り、プライバシー、個人情報の関係は整理をさせていただいて、問題のないような形で取り組んでいける中で、何か折り合いがつけられればなというふうに考えてございますので、引き続き、関係団体のほうとは、協議をさせていただくというところでございます。

それから、3点目でございますが、聴覚障害の方が集える部屋ということでございますけれども、そういう部分につきましても、共用の会議室の部分を有効に活用いただくということもございますので、そういった部分で空いてる時間にご利用をいただければというふうに存じます。

それから、正確な聴力測定のための防音室の確保ということでございます。防音室につきましても、いろいろな設えがあるというふうにも聞き及んでいるところでございますので、関係団体のほうが具体的にどのような防音室を求められているのかという部分につきましても十分に吟味させていただいた中で、それが果たして実現可能なのかどうかということも踏まえまして、一定の議論を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、休日応急診療所の関係でございますけれども、入口、出口をどう分けるかということでございますが、現在は、隣ですね、こちらの、京都府の保健所側のところに入口がございまして、そちらからこの会館のほうに入らせていただいて、会館の入口付近で診察をさせていただいているというような状況でございますので、いわゆる本来の玄関の、正面玄関のところの動線とは、現状でも分けてございますし、現在考えておりますのは、それもこちらのほう、京都府の保健所のほうから入る動線の確保というのと同様に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、他団体とのすみ分けというか、どのように工夫していかれるのかというのが最後の御質問ではございましたけれども、日曜、祝日、年末年始に利用する休日応急診療所と、ほかの団体との事業が、それらのときに合致するのかどうかという部分もご

ございますし、ウィークデーに使われるのか、お休みの日も使われるのかという部分もあるわけでございますけれども、そこは事前に調整しながら、休日応急診療所につきましては、9時から1時の診察時間ということでございますので、例えば、それ以降に聴覚言語障害センターの団体が使われるということであれば、時間的な分離もできますし、入口のほうも、仮に時間的にかぶった場合でも、空間的な分離ができるような形の入口を考えています。

あと、こちら南側にも入口がございますので、そういう部分の入口も活用していただくとかということで、様々な工夫ができるかと思っておりますので、それらの状況を踏まえながら検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 坪井議員。

○坪井議員 今お聞きしまして、関係団体と話し合っただけで配慮をするということでありました。聴覚言語障害センターについて、先ほど申しましたが、これまでの専用スペースから共有スペースになることによって、独自活動が制限されるという点については、今後の調整によって、それはないというふうに判断していいのかどうか、それを再度、お聞きしたいと思います。

それから、相楽会館の運営負担金の割合のことではありますが、相楽会館の全般的な運営負担の割合については、今ここでも協議されておるものでしょうし、それは、またそうした意向を踏まえ議論を進められたいのですが、今回は特に建替えに関わる負担金について、御答弁では人口比率等を考慮してやりたいというような答弁でありました。

その人口比につきまして、最近の人口比を、人口格差の反映する意味でも、直近の人口比に基づく人口割でというふうに考えていいかどうか、再度聞きます。よろしく願います。

○議長 國子事務局長。

○國子事務局長 それでは、坪井議員の再質問にお答えさせていただきます。

まずですね、聴覚言語障害センターの部分、専有から共有になるということで、聴覚言語障害センターの独自の活動が制限されないかということでございました。

独自活動の制限のないような形で、今ある限られた新しい建替えする資源の中で、その部分を整備していくことによって、よりよいものが造っていければなというふうに考えているところが1点目でございます。

それから、2点目の人口割、負担割合の部分でございますが、人口割のほうですということございまして、その中に直近の人口比をというような御指摘だったと考えております。

ちょっと議論ずれるかもしれませんが、し尿処理施設を、令和元年度、2年度に建替

えによって、基幹的設備改良工事ということで、大規模改修をさせていただいたときにつきましては、平成13年も新しく、当時施設を更新したときから、直近までの搬入量のトータルをもって、その比率で、市町村の負担をいただいたという経過もございます。

御指摘のとおり、人口比、10年前に比べましても、かなり市町村によっては、大きく変動してきている部分がございますので、そこも含めて、現在、市町村それぞれにおいて、御検討、庁内調整をいただいているところでございますので、それらを集約した上で、引き続き、担当課長会議並びに理事会で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 坪井議員。

○坪井議員 今いろいろお聞きしまして、新しい相楽会館を運営するにあたりましては、それぞれの今の団体の機能が発揮されるように会議をされていくように感じられましたが、相楽会館は相楽の福祉センターであり、これらの団体の御要望を踏まえ、スムーズに新しい体制に移行できるように、最後まで十分に話し合われていくことを期待します。

また、あるいは構成市町村の相談も踏まえまして、禍根を残さず、スムーズに相楽会館が建設されるところについても強く期待いたしまして、以上で一般質問を終わります。

○議長 これで一般質問を終わります。

日程第4、認定第1号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、及び認定第2号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

代表理事より、提案説明をよろしくお願いいたします。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、認定第1号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。及び、認定第2号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して提案をさせていただきます。

認定第1号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3号の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めます。令和5年11月27日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

提案理由でございます。

令和4年度一般会計決算の結果は、歳入総額は、2億5,594万7,035円となり、その中で主な財源としましては、構成市町村の分担金及び負担金が総額の90.3%

を占めており、前年比で2.5%の増となりましたが、その要因は、し尿処理施設の運転維持管理業務委託料の増加等による、し尿処理分担金の増加が主な要因でございます。

また使用料及び手数料は、全体の6.6%を占めておりまして、前年度比で2.4%の減となりましたが、浄化槽汚泥搬入量の減に伴います浄化槽汚泥投入手数料の減などでございます。

次に、府支出金は、消費生活センターに対し、京都府消費者行政活性化事業費補助金で、全体の1.3%を占めており、前年度比で3%の増となりました。これらの要因の結果、歳入総額で前年度より、363万1,624円、1.4%の減少となりました。

一方で、歳出総額は、2億5,049万8,290円となり、中でも衛生費のうち、清掃費で80%を占め、前年度比で1.9%の減となりましたが、その要因は、し尿処理関係経費での増額はあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大により、休日応急診療所の受診者の大幅な増加に伴います、特別会計への繰出金の減少などによるものでございます。

また、商工費は、全体の5.2%を占めており、前年度比で2.6%の減となりましたが、教育用教材の作成経費の減などによるものでございます。

これらの要因の結果、歳出総額や前年度より447万3,808円、1.8%減少いたしました。なお、歳出予算額に対する執行率は、97.4%になりました。

したがって、歳入歳出差引額は、544万8,745円となり、同額が実質収支額となっております。

続いて、認定第2号の提案説明を申し上げます。

認定第2号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3号の規定により、議会の認定を求めます。

令和5年11月27日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

令和4年度の特別会計決算結果は、歳入総額で7億5,458万7,457円となっております。

主な財源といたしましては、ふるさと市町村圏振興事業の廃止に伴います、基金7億円の返還のためのふるさと市町村圏振興事業基金繰入金、7億456万3,000円で、全体の93.4%を占め、前年度比で大幅な増加となりました。

次に、休日応急診療所収入は、全体の5.3%を占め、前年度比62.1%の増となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者の大幅な増加を受け、診療報酬収入が大幅に増加したものでございます。

次に、繰入金は、全体の0.6%を国庫支出金及び府支出金は、休日応急診療所運営

に対する協力金等で、それぞれ全体の0.1%、0.6%を占めております。

これらの要因の結果、歳入総額で前年度より、7億2,232万8,959円、2239.2%の増加をいたしました。

また一方、歳出の総額は、7億3,332万8,280円となり、うち基金7億円の返還をはじめとする振興費で、全体の96.1%を占め、前年度比で大幅増となり、次に衛生費、休日応急診療費で3.9%を占め、前年度比で29%の増となりましたが、これは医薬材料費やPCR検査委託料の増加が主な要因でございます。

これらの要因の結果、歳出総額で、前年度より7億578万7,887円と大幅に増加をいたしました。なお、歳出予算額に対する執行率は、97.6%となりました。

したがって、歳入歳出差引額は、2,125万9,177円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、令和4年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして、提案説明といたします。なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、原案のとおり、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 國子事務局長。

○國子事務局長 事務局の國子でございます。

それでは、認定第1号、並びに認定第2号、令和4年度の一般会計、特別会計の決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

説明につきましては、決算書本体とは別に配付させていただいております、主要な施策の成果の説明書に基づきまして、説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、説明書の1ページを御覧ください。

1ページでは、決算の総括といたしまして、一般会計並びに特別会計の決算概要を第1表というところでお示ししているところでございます。

その内容につきまして、特徴的な部分でございますが、第1表の下のところでございます。

一般会計の決算額の前年比較というところでございますけれども、歳入が363万1,624円、1.4%の減少。歳出につきましては、447万3,808円、1.8%の減少ということでございます。これは、保健衛生費の減少をはじめとして、し尿収集運搬経費が減少したことによるものでございます。

恐れ入りますが、2ページでございます。

特別会計の関係でございます。上から2行目でございます。歳入歳出とも、大幅な増加となっております。先ほど代表理事の説明にもありましたように、ふるさと市町村圏振興事業の廃止に伴います基金7億円の返還というのが一番の大きな要因でござい

まして、また休日応急診療所運営経費の増加というところでございます。

続きまして、一般会計の概要ということでございます。

(1)の歳入の概要でございます。第2表に款別の係数のほうをお示しさせていただいているところでございます。前年度との比較をしているわけでございますけれども、その要因のうちですね、分担金及び負担金という欄がございます。この中ですね分担金の部分で、し尿処理施設の運転維持管理業務委託料の増加、それから令和5年度からのし尿処理施設の運転管理業務を3か年の、複数年の契約とするための見積精査業務の委託料の大幅増によりまして、前年度より1,150万円増加したことなどによりまして、分担金全体で739万1,212円の増加ということでございます。

一方、し尿の収集運搬に係ります負担金は、例年減少傾向ではございましたが、前年度、令和3年度の決算では、微増に転じましたけれども、また令和4年度におきましては、減少に転じているというところでございまして、分担金、負担金全体で、前年度より1.5%の増というところでございます。

恐れ入ります、3ページに移っていただきまして、1行目のところでございます。使用料及び手数料関係でございますけれども、前年度に比べますと、41万9,750円、2.4%の減少ということでございます。

府支出金につきましては、その全額が消費生活センターの運営の京都府消費者行政活性化事業費補助金ということでございます。平成30年度から重点的に取り組んでございます、学校教育における消費者教育啓発の補助金ということでございまして、相談員の人件費の増などによりまして、前年度より9万9,000円、3%の増ということでございます。

以上の要因の結果、歳入総額で、全体として1.4%の減少といったものでございます。

続きまして、歳出の概要でございます。

第3表に係数のほうは、記載をさせていただいるところでございます。

前年度との比較におけます要因でございますけれども、衛生費のうち、保健衛生費、休日応急診療所の運営経費でございますが、これら特別会計で運営してましますけれども、そちらのほうに繰出す繰出金が大幅に減少したというところでございます。これは後ほど特別会計のところで説明をさせていただきますが、新型コロナの感染拡大によりまして、診療報酬収入が大幅に増加したという部分でございます。

それから、し尿処理の清掃費の関係でございますけれども、収集運搬業務の委託料が減少したということで、先ほど負担金のところで説明させていただきましたが、し尿処理施設の運転維持管理委託料が、590万2,600円ということで、衛生費全体では、それらの差引きで1.9%の減少となったというところでございます。

そこにつきましては、0.5%の減、商工費につきましては、京都府消費者行政活性化事業費補助金の関係を有効に活用して、事業を進めてきたというところでございますけれども、教育資材の作成費の減少など、1.6%の減少になったというところでございます。

以上の要因の結果、歳出総額、前年度比1.8%の減ということで、執行率は97.4%でございました。

続きまして、4ページ、中ほどからの特別会計の関係でございます。歳入につきましては、先ほど来、説明させていただいてますように、基金7億円を繰入れた関係、それから、休日応急診療所の収入も令和3年度比増加になっているという部分がございますので、それらを含めまして、大幅に増加しているところでございます。

5ページに移っていただきまして、比較の要因ということでございますが、先ほど説明したとおり、基金の7億円を返還、構成市町村と京都府に返還させていただきます。余剰分456万3,000円っていうのは、事業に充当させていただいたということで、大幅な増加になっているところでございます。

あわせて、休日応急診療所収入につきましてもですね、1,003万5,000円の減少ということでございます。これは、新型コロナの感染拡大、ちょうど第7波、第8波が令和4年度中にございまして、受診者数の大幅な増と、いわゆる診療報酬と一人当たりの単価も大幅に増加をしたという部分がございます。

それから、京都府のほうからも、いわゆる発熱外来を設置する医療機関に対するコロナ感染の交付金でありますとか、国庫支出金といたしましては、マイナンバーカードの保険証利用に対するところなんかもというようなこというところでございます。これらの結果、大幅な増加というところでございます。

続きまして、5ページ中ほどの歳出の概要というところでございます。

歳出も大幅に増加しているというところではございますけれども、まず7億円の基金を返還した部分が一番大きなところでございます。

恐れ入ります、6ページをお開き下さい。

休日応急診療所関係では、関連経費の増加というところで、前年度より29%の増加というところでございます。

主に、医薬材料費、それから特に令和4年度は、午後の診察をしたということがございましたので、それらの医師等の事務経費関係が増加したというところでございます。

それから、最後になりますけれども、このふるさと市町村圏振興事業の実績につきましては、①から⑥に記載したとおりでございます。

また、ふるさと市町村圏振興事業の詳細につきましては、この成果の説明書の57ページ、58ページに具体的な内容をお示しをさせていただいているところでございます。

ので、また後ほど御覧いただければと思います。

あわせて、7ページから10ページにつきましては、令和4年度と令和3年度の比較をした係数の資料、それから本年度の当初予算というところで比較をしていただくがために、見ていただくための資料を添付させていただいておりますし、11ページには、いわゆる市町村の分担金の一覧表の前年度比較という部分です。

それから、12ページ以降、26ページまではですね、事務事業評価、そして27ページ以降はですね、共同処理する事務のそれぞれの根拠資料ということで、決算資料、決算書を見ていただくための資料ということでつけさせていただいているところでございます。

以上が、令和4年度一般会計、特別会計の決算の補足説明でございます。

○議長 説明が終わりました。

次に、決算審査について、監査委員の報告を求めます。

西監査委員。

よろしく申し上げます。

○西監査委員 監査委員の西でございます。

監査委員を代表いたしまして、私のほうから報告させていただきます。

既に皆様のお手元には、令和4年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十分お目通しいただいたものと存じています。

では、審査の概要、審査の結果について御報告申し上げます。

まず、第1、審査の概要ですが、審査の対象は、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、令和5年10月18日水曜日、午後1時25分から午後3時30分まで行いました。

審査の手續につきましては、決算審査にあたっては、代表理事から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りがないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については、関係法令にしたがって効率的に出されているかなどに主眼を置きまして、毎月実施しております月例出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施をいたしました。

次に、第2、審査の結果でございますが、審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算係

数は、関係帳簿及び証票書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることが認められました。

なお、2ページ以降に、1 決算規模、2 基金の運用状況、3 審査意見をそれぞれ掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

決算審査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。まず、認定第1号について、質疑はございませんか。

山本議員。

○山本議員 認定第1号について、1点だけ、確認させていただきます。

4ページ、衛生費清掃費を見ると、当初予算に比べて489万円程度の減となっておりますが、これは成果の報告書にあったように、し尿処理の運搬料、し尿処理の量が減っているということで理解すればよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 それでは、山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、決算書の4ページのほうを御覧いただいて見ていただいたと思うんですけども、決算書の恐れ入ります事項別明細書の13ページ、14ページのところを開いていただければと存じます。

この中でですね、し尿処理費の、いわゆる委託料の部分で不用額が470万9,460円というのが、一番大きな不用額の要因ということになってございます。これにつきましては、一番大きなものは、し尿処理施設の運転維持管理業務委託料に緊急分というのをいつも予算化させていただいてまして、これを500万円と当初予算を計上してまして、年度途中で300万円落として、最後200万円、不用額が出てきて、それが一番大きな要因だったんです。

その次に、今山本議員御指摘のし尿収集運搬業務の委託料の減少の部分が、約158万円というもので、それらが一番多い要因でございます。それ以外につきましては、ほかの脱水汚泥の運搬処分業務の執行残等が約80万円というのが、トップ3の不用額の要因でございます。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、認定第2号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ、討論なしを終わります。

まず、認定第1号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

原案のとおり、認めることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長 全員であります。

したがって、認定第1号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての認定については、可決されました。

続きまして、認定第2号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決を行います。

原案のとおり、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 全員起立です。

したがって、認定第2号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定については、可決されました。

日程第5、議案第15号、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第15号を提案させていただきます。

議案第15号、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和5年11月27日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、令和5年11月7日に人事院勧告がなされ、これを受け、法律案が、令和5年11月16日に可決されました。

本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠してることから、国と同様に月例給、勤勉手当を改定する必要があるために、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 國子事務局長。

○國子事務局長 國子でございます。

それでは、議案第15号の補足説明を申し上げます。

先ほど、代表理事から提案説明があったところでございますが、本年8月に人事院勧告を受けまして、11月に給与法の改正する法律案が国会で可決されたところでございます。

このことを受けまして、本組合におきましての条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、国の改正に準じまして、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、月例給につきましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置く改定となつてございまして、平均改定率は1.1%でございます。

賞与につきましては、これも民間の支給状況に見合うよう、年4.4月分から4.5月分に、0.1月分の期末手当、勤勉手当にそれぞれ、0.06月分配分して引き上げをするということでございます。

現在、本条例の適用を受けます対象職員は、4名でございます。

今回の給与改定によりまして、後ほど補正予算で御審議を賜りますが、人件費は40万4,000円の増額を見込んでございます。職員1人当たり、単純に平均しますと、10万1,000円の年収増となるものでございます。

実施時期は、第1条関係でございまして、公布の日から施行するというところで、5年の12月1日からの適用ということで、ここが、賞与ということでございます。

ただし、給料表の改定につきましては、本年4月1日に遡及適用という内容でございます。

第2条の規定です。勤勉手当を0.05月分、それぞれ乗せるということで、0.025月分というのが、6月、12月と、この部分が来年の令和6年の4月1日から施行というような附則になっているところでございます。

以上が、議案第15条の補足説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がなければ、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決を行います。

原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立、全員であります。

よって、議案第15号、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第16号、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

代表理事より、提案説明をお願いいたします。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第16号を提案させていただきます。

議案第16号、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを別添のとおり定めます。

令和5年11月27日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

令和5年10月20日付、総務副大臣通知で、常勤職員の給料改正が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて、改定することを必要とするのを受け、職員給与条例の一部改正の取扱いに準じて、給料表の改正を行うものでございます。

なお、詳細については、事務局長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、原案のとおり可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長 國子事務局長。

○國子事務局長 國子でございます。それでは、議案第16号の補足説明を申し上げます。

先ほど、代表理事から提案説明をいただいたところでございます。繰り返しになりますが、本年10月20日付、総務副大臣通知を踏まえまして、職員給与条例の一部改正

の取扱いに準じて所要の改正を行うものでございます。

現在、本組合におきましては、この条例の適用を受けます対象職員は、消費生活センターの消費生活相談員が3人、事務局の事務補助職員が3人の計6人でございます。

別途、休日応急診療所の看護師、管理事務職員が5人おりますが、これらにつきましては、時給ということで、当然、最低賃金も上回っているということでございます。

今回の給与改定によりまして、人件費6人で40万2,000円の増額を見込んでいます。単純の平均で、6万7,000円の年収増となるものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行するということと、給与、月例給も含め、賞与の部分、そこについては、令和5年の4月1日から施行という、遡及適用というような内容ということになっているところでございます。

以上、議案第16号の補足説明でございます。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立、全員であります。

よって、議案第16号、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第17号、福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案説明を杉浦代表理事からよろしく願いいたします。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第17号を提案させていただきます。

議案第17号、福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例について、福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり

定めます。

令和5年11月27日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

相楽会館の貸館業務を令和6年3月31日で廃止するため、所要の改正を行うもの
でございます。

なお、詳細については、事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原
案どおり御可決賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 國子事務局長。

○國子事務局長 それでは、議案第17号の補足説明を申し上げます。

まず、一部改正に係りました背景等でございます。7月28日の全員協議会において
も説明の方をさせていただいたところでございます。この2階大ホールの貸館業務の廃
止に伴います手続につきましては、京都府の自治振興課とも協議をさせていただくとい
う中で進めてきたところでございます。

この相楽会館の管理条例につきましては、自治法244条の2の部分の公の施設とい
うことで、相楽会館が今後も存続していくということでございますので、それらの部分
をですね、いわゆる貸館業務の2階の大ホールの料金等をそういった部分のみを削除し
て改正するのが望ましいということになったことを受けまして、事務局で精査し、幹事
会において整理をさせていただいて、理事会において決定されたものの内容でございま
す。

具体的な内容につきましては、恐れ入りますが、2ページの新旧対照表を用いまして
説明をさせていただきます。

まず、第2条のほうでございます。遵守事項という見出しでございますけれども、条
例の次に「、附則」というものがございます。これを削除するものでございます。これ
は、本日この条例を御可決いただいた後にですね、本日参考資料と1枚ものをつけてご
ざいますが、今後、規則の廃止を行うということを視野に入れてございますので、規則
をここでお示しさせていただいているところでございます。

それから、この第3条から第5条についてでございます。

これらにつきましては、今この大ホールの使用の承認でありますとか、使用料、こ
の使用料についての規定ということでございますので、それらを削除するというところ
でございます。

恐れ入りますが、裏面の3ページを御覧ください。

次に、改正前の第6条というところで、見出し（規則への委任）というふうになって
ございますが、先ほどの説明のとおり、本改正条例を御可決いただいた後ですね、会館

の使用規則の廃止を検討しているところでございます。したがいまして、見出しを委任というふうに変えるということと、それから本文中ですね、「規則で」というところを「代表理事が」に改正するというところでございます。

最後に、別表で会館使用料の規定をしている部分を削除するものでございます。なお、附則でございますが、本条例につきましては、令和6年4月1日の施行ということになるものでございます。

以上、議案第17号の補足説明といたします。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。福井議員。

○福井議員 本条例の改正については、ただいま事務局長から説明をいただきまして、経過等踏まえて、改正によってですね、改正後を見ればですね、大変、骨抜きというか、2階部分の貸館という大きな条例の要件としての部分がカットされるわけですが、そこで1点だけ確認したいんですが、改正後の第2条、遵守事項の中で、この会館の利用者はという言葉があります。

改正前も同じ2条の会館の利用者とはなると、いわゆる3条、4条、いわゆる2階部分の貸館業務というふうに理解できるんですけど、改正後の会館の利用者とは誰を指すのか、この1点だけちょっとお伺いします。

○議長 國子事務局長。

○國子事務局長 では、福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに御指摘のとおりですね、改正前の条例でいきますと、会館の2階の使用料等の発生がそれから還付の関係とか使用承認の話でありますとか、入っていたということでございまして、当然利用者という、基本的にはここの2階ホールの利用される方ということになるわけでございます。

この間ですね、条例のあり方自体も含めて、御指摘のとおり、3条編成のシンプルな、非常にシンプルな条例に改正後はなってしまうという部分でございまして、利用者とは誰のことかということでございます。

その前の議論の部分でですね、いわゆる相楽会館全体を、自治法244条の2の規定に基づく公の施設であるということで、したがって条例でそのことを規定しなければならないということに基づきまして、非常にシンプルなものになるんですが、条例として改正をしていくという考えでございます。

では、具体的に2階の一般住民に対する利用に供しない中で、利用者とは誰かという御質問というふうに認識をしているところでございますが、全体、施設全体を公の施設というふうに整理をさせていただいておりますので、それぞれの所管と条例は診療所にしろ、消費者センターにしろ、条例を持っております。設置の条例を持ってありますけ

れども、広くですね、そういう相談に来られる方はやっぱり、例えば、先ほどの聴覚言語障害センターに来られる方であったりという方の利用者と、大きなくくりで整理をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長 福井議員。

○福井議員 理解できました。私の感覚では、1階への来館者ということでお聞きして理解した次第です。了解です。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がなければ、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号、福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立、全員であります。

よって、議案第17号、福祉センター相楽会館の管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第18号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案説明を代表理事より、よろしく願いいたします。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第18号を提案させていただきます。

議案第18号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について。令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)を別添のとおり定めます。

令和5年11月27日提出。

相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ656万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,356万7,000円とするものであり

ます。

歳入歳出予算の補正の主な内容でございますが、まず歳入では、前年度繰越金を増額するものでございます。

次に歳出では、職員及び会計年度任用職員の給料等条例の一部の改正に伴いまして、人件費をはじめ、財務書類作成支援業務及び長期包括的運營業務委託に係るモニタリング支援業務委託料、新型コロナウイルス感染症等に係る検査キットなどの医薬材料費の増額批正を行うものでございます。

以上、議案第18号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)にの概要を申し上げます。提案の説明といたします。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長 國子事務局長。

○國子事務局長 それでは、議案第18号の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入では、前年度繰越金の一部を増額し、歳出では、職員、会計年度任用職員の給与条例の改正を受けまして、職員人件費をはじめ、新たな委託業務の実施に伴います、関係科目での所要の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明を申し上げますので、予算書の7ページをお開き下さい。

なお、補正内容の事業所での内容、補足資料としてまとめてございますので、具体的な説明は、令和5年度補正予算の附属資料により行いますので、恐れ入りますが、こちらの1ページ、こちらも合わせてお開き下さい。

まず、この附属資料の1ページ上段でございます。事務局運営共通費につきましては、139万9,000円の増額補正でございます。これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず、先ほど御可決賜りました、職員並びに会計年度任用職員の給与条例の改正に伴います職員給与に係る人件費の総額が、45万3,000円でございます。ここでの対象者は、職員3人、会計年度任用職員1人でございます。報酬で4万6,000円、給料で11万3,000円、職員手当で25万1,000円でございます。また、共済組合等への負担金で4万3,000円でございます。これが人件費関係でございます。

それから、委託料でございますけれども、これは、地方公会計制度に伴います、財務書類の作成業務委託料ということで、77万円を計上させていただいております。

また、サーバー維持管理の委託料といたしまして、17万6,000円でございます。なお、財源は、前年度繰越金の一部でございます。

次に、下段の休日応急診療所運営経費につきましては、202万6,000円の増額補正でございます。予算書、恐れ入りますが、8ページのほうに移っていただけますでしょうか。事業内容の欄に記載しておりますとおり、まず1点目が、会計年度任用職員

2人分の人件費関係でございます。

次に、新型コロナウイルスやインフルエンザの流行に伴います検査キットや薬剤購入のための医薬材料費で185万2,000円ということでございます。

恐れ入ります、附属資料の最終ページの裏面のほうに移っていただきまして、上段のそうらく衛生センター運営経費につきましては、296万3,000円の増額補正でございます。この内容につきましては、長期包括的運営業務モニタリング業務に係る委託料ということで、296万3,000円の補正でございます。この業務のまず目的でございますけれども、今年度からし尿処理施設の運転管理を3か年の、複数年の契約にさせていただいたということを受けまして、要求水準書というものを示してございますが、その要求水準書どおりに業務が履行されているのか、その達成状況を評価するというので、専門的知見のあるコンサルタントに業務を委託をするものでございます。それらで評価をされた内容を踏まえまして、組合としてこの業務が適正に履行されているのかということを確認していくということでございます。

なお、この内容につきましては、5月の担当課長会議でも問題提起をさせていただき、先の10月の担当課長会議において、議論の中では、やはり初めて長期包括の取組をするということで、専門的知見のある第三者によるチェックが求められるというところの御意見も受けまして、その本業務に取り組むことということで、幹事会、理事会のほうでも御審議を賜ったところでございます。

具体的な業務内容でございますが、1点目は、実施状況の確認でございます。先ほど申しましたような形の要求水準書、それから、受託者の方から出てきます業務実施計画書どおりに業務が実施されているのかについて書類審査、そして現地確認により、その状況を確認するというのが1点目でございます。

2点目が、やはり委託費が、年度途中で精算をするようなもの自体が発生するというのでございます。具体的に申しますと、本年度も実際、11月に工事が終わった分があるんですけども、予定していなかった機器がちょっと故障するというような状況がございます。そういう突発的な機器の故障とか予期せぬ事態があった場合の、委託経費の精算に係る協議にコンサルに参画して、技術的、専門的な支援を受けるというものでございます。財源につきましては、こちらも前年度繰越金の一部の方でございます。

最後に、2ページ下段の商工費の関係でございます。消費センター運営経費、17万9,000円の増額補正でございます。こちらにつきましても、先ほど来、説明させていただいてますように、消費生活相談員、会計年度任用職員でございます。3名分の人件費ということでございます。

歳入につきましては、予算書の6ページでございますけれども、全て繰越金を充当させていただいているというところでございます。

以上、議案第18号の補足説明であります。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

久保議員。

○久保議員 12番、久保です。

ただいま説明のありましたうちで、そうらく衛生センターの包括的な運営に関わるモニタリング費用ということにはなっておりますけれども、従来、単年度の契約をしてきたのは、今年度から包括的に長期であるということになってきたわけなんですけれども、現実にですね、この業界の、はっきり言って競争相手がない中で、長期包括的契約をすることによって、最終的には経費を抑えることができるんだという考え方の基にこの事業は、事業というか契約の方式を改めたというふうに思うんです。

ただ、今申し上げたように、そもそもが競争相手がない中で、別に長期の契約をしなくても、例えば、部品を買うにしても消耗品を買うにしても、ある一定期間で必要なものが単年度契約だと1年分しか買えないけれども、長期包括で3年間の契約をすれば、3年分をまとめて買うことができる。だから、安くなるんですという説明でスタートしたと思うんですね。しかしながら、実際のところですね、単年度契約と言いながらも、実質的には毎年同じ業者さんが契約をされているという流れの実態の中で、じゃあ3年分の消耗品を買うことが絶対できないかと言ったら、現実の運用上はそういう形で購入をされてきているのではないかというふうなことを、この契約そのものがスタートするときに、私自身も質問をさせていただいた経緯がございます。

ということになってきますと、今回それを、そのとおり契約ができていくかというのをモニタリングするのに、この費用が追加でかかるということになってくると、追加でかかった費用と、そうじゃなくて、単年度契約にしたら、恐らくこれ以上のお金がかかったという、その辺のところ明らかに安くなってるんだというのは、この追加予算の中で、どういう検証をされているのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長 國子事務局長。

○國子事務局長 それでは、久保議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、過去の経過、御指摘のとおりでございます。令和4年度までは、平成17年度から、いわゆる合特法の趣旨を踏まえた代替業務ということで、し尿浄化槽の7業者で構成されます、京都南部環境事業協同組合、特命随契で運転管理業務を託してきた経過がございます。

それを受けまして、ずっと久保議員が御指摘のとおり、単年度ですべて契約をしてきたわけでございます。このたび、令和3年度に長期包括の導入可能性調査ということでさせていただいたところでございます。直営でやるのかいいのか、単年度でやるのが

いのか、複数年でやるのがいいのかということで調査をさせていただいた結果、複数年のほうが、コスト的な面では望ましいと。3年とか5年とか長期にすればするほど、そういうスケールメリットが生かせるというような報告に基づいて、それらを踏まえて長期をやっ払いこうということで、3年、5年、10年とかいろいろとございます。全国的な調査をさせていただいたり、置かれている状況ですね、それらの今で言うと、円安であったり、物価高であったりという部分がございますので、余り長い期間の長期は難しいなという部分がございますので、本組合といたしましては、3年というところで予算審議のときにも御提案をさせていただいたところがございますので、それを今実際進めているというところでございます。

なお、久保議員は、例えば事実上、単年度であっても特命随契なので、いわゆる3年とか5年ぐらいということでございますけれども、基本的には、特命随契と言いつつ、単年度の契約なので、受託者側といたしましても、3年とか5年の分のものを発注したりするということは、やっぱりされてなかった、できないという状況がある中で複数年にすることによってスケールメリットを生かして、早めに抑えておきたいということで、例えば物価高を踏まえた部分もコストが抑えられるといったというような状況をというところでございます。

そもそもですね、令和5年度のこの包括発注の3か年の契約をするにあたって、受託者である京都南部環境事業協同組合から見積書が提出されたわけでございます。ちょうど昨年の11月のこの11月議会において、いわゆるその出てきた見積を第三者、コンサルに言ってですね、委託して見積を精査していただくという業務を発注させていただいたところがございます。それらの結果、当初予定していた向こうから出てきた見積額が、大幅に削減をすることができたという成果も挙がってございます。それらの中で、3か年の必要最小限のコストで契約をさせていただいているということです。そのことがですね、今日の物価高であったり、あと年度途中で予期せぬ機器の故障とかが出てきています。今年度も、先ほども補足説明で言いましたけど、いわゆる水源地のポンプが破損したということで、それはこの3か年の予定の工事の中には当然ございませんでした。まだもう少し持つだろうという見込みにしてみましたけれども、それが急遽壊れてしまった。それらを単純にその分も請求されても、うちとしては変更契約もなかなかできませんということで、例えば、その5、6、7の修繕工事の中で専門的な、技術的な助言をいただきながら、例えば令和7年度以降の工事を8年度以降にすることができないかということで、それは運転時間であったり、機器の回転数であったり、そういう部分を専門的なコンサルに知恵をいただきながら、協議の中に入れてもらって、それを踏まえて最終的に事務局でどうするんだということをやっ払いきたいということを考えておりますので、そういう意味におきましては、296万3,000円という、かなり大き

な額の補正予算ではございますけれども、その効果が表れてくるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

久保議員。

○久保議員　　今の説明では、今後現れてくるのではないかということで、現時点での令和5年度の契約が始まって、現時点ではどれほどの効果があって、296万3,000円ですか、これを上回るメリットがもう既に予測されているという点について、明快になっているようでしたら、改めて説明をいただきたいと思います。

○議長　　國子事務局長。

○國子事務局長　　久保議員の再質問でございます。

この296万3,000円の財源を投入して業務を発注することによって、それ以上の額が削減できるということではございませんでして、今実際に委託をしている3か年の業務が適正に履行されているのかどうかということを見させていただくのが、この目的の一つでございます。

2点目が、先ほど補足説明でも申しましたように、いわゆるこういう今回のような突発的なことがあったときに、今後どのように、3か年の契約と3か年以降のときに、何をどうその工事を送って行って、その財源を確保することができるかどうかという部分を詰めていくということでございますので、いわゆる今現在、令和5年度から令和7年度までの3億7,400万円を契約している部分をこれ以上削減できるとかっていうことではなくて、その今我々が要求水準書に基づいて、発注しているものが、適正に履行されているのかどうかというのを専門的な第三者の知見を持ってモニタリングをしていただくという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長　　久保議員。

○久保議員　　3問目になりますので、最終にしたいと思います。

新たな業務が発生して、新たな費用がかかっているわけですね。そもそもの発想の原点は、トータル費用を少なくするという事の中から長期契約をしようということで、これは理事長だけではなくて、各理事者の皆さん、そういう認識で議論してきていただいたと思うんだけど、これだけの新たな業務が、今年度は出ます、今後もこの業務が出てくるとすれば、常に単年度収支の中で200万円、300万円程度の金額が新たに圧縮できた、それ以上の金額が新たにできたという実績がないとですね、何のためにやってるのか。新しい仕事をつくって、新しい費用を発生させて、最初にやった契約がきちんと守られているかどうかという検証のためにだけ、こういうお金が要るんですと言われてもですね、そうすると、そもそもの原点に立ち返ったときに、どうだったのか

と。これは毎年発生するんだったら、明らかに今年度もうすでに半分以上来た中で、これ以上のメリットが出ていなければ、来年度以降も結局モニタリングをするという仕事をつくって、余分な費用がかかっているということにしかならない。それ以外に長期的に、今事務局から説明があったように、長期的に見る中で、突発的に壊れたようなことが起こらないようなものを見方もこの中でコンサルにしていこうということであれば、それはそれで一つのメリットとして計算してみたときに、仮に計算したら、どういうふうにこれがメリットにつながるのかと。やはりそもそもが金目の話でございますから、金目で説明がつかなかったら、何のためにこれをやり始めたのかなという説明は、私はつかないと思いますので、これ最後の質問になりますので、一つ、もう一度御説明をいただいて、私の質問を終わります。

○議長 國子事務局長。

○國子事務局長 それでは、久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに、御指摘のとおり、金目の部分ですね、金額的には約300万円の業務が発生すると、新たに発生するというところでございます。

確かに、10月の担当課長会議の中でも、この費用は今後も続くのですかということの中で議論の中で質疑が出てまいりました。

その中で、いわゆる運転管理長期包括、し尿処理施設のほうは、債務負担行為を本年度当初予算の時に組ませていただいたんですけども、この業務については、同じ債務負担を組むのではなくて、単年度でやっていったらどうかということ整理をしております。それは、ほかの類似団体での状況を調査の結果、単年度でされているケースがあるということと、引き続きこの業務の発注していくのかどうかということについても議論はさせていただきました。

まずは、担当課長会議の議論の中では、3か年、初めての包括発注の3か年は少なくとも毎年モニタリングをやっていって、それ以降の長期包括の間については、そのノウハウも踏まえて、職員が引き継いでモニタリングしてはどうかというような議論になったところでございますので、久保議員御指摘の、確かにコスト的な面というのも重要なんですけども、客観的指標から、適正に業務が履行されているのかどうかというものを確認するがために、この業務について取組をさせていただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がなければ、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

議案第18号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立、多数であります。

よって、議案第18号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回相楽広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

(午後3時12分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽広域行政組合議会議長 長岡 一夫

会 議 録 署 名 議 員 山本 しのぶ

〃

高岡 伸行